



# 夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和6年6月1日～令和6年9月9日】

令和6年  
5月号

## 1. 熱中症対策のご準備を!!

### STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

準備	キャンペーン期間				
4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点取組					

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP  
2

測定した暑さ指数に応じて右表の対策を徹底

## 2. 第14次労働災害防止計画!!

2023年（令和5年）度から2027年（令和9年）度までの5年間は「第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）」の期間で、本年度は計画年次2年目になります。

14次防は、労働災害防止活動について、国・事業者・労働者等が一体となって取り組み、労働災害を少しでも減らし、誰もが安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指すものです。

14次防では、事業場が取り組むべき安全衛生対策とその実率の目標値となる「アウトプット指標」、その指標を達成した結果として期待される成果を「アウトカム指標」として定め、これらに取り組むことにより、全体として労働災害を減少させる狙いがあります。

一関労働基準監督署では、以下のアウトプット指標を掲げていますので、事業者の皆様におかれましても、この取組をお願いします。

## アウトプット指標 『取組目標』

## 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ① 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする
- ② 卸売・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする
- ③ ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる

## 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ④ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする

## 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ⑤ 外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする

## 業種別の労働災害防止対策の推進

- ⑥ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主を含む。）の割合を45%以上とする
- ⑦ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする
- ⑧ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする
- ⑨ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする

## 労働者の健康確保対策の推進

- ⑩ 企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする
- ⑪ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする
- ⑫ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする
- ⑬ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする
- ⑭ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする

## 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ⑮ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする
- ⑯ 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とする
- ⑰ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる

←学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！  
職場における熱中症予防情報熱中症を防ぐために知っておきたいこと  
熱中症予防のための情報・資料サイト →

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※ 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取 (水分等を携行させる等を考慮)
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡回を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※ 一人きりにしない

## 具体的な評価方法として、点検表を用意しています。

岩手労働局ホームページの『一関監督署からのお知らせ』内に掲載していますので、具体的な評価項目を確認しながら、この5年間で「全て実施」となるように取組みをお願いします。

また、当署では、進捗状況の把握と評価をする必要がありますので、当署での報告（1月末まで）もご協力をお願いいたします。



ちなみに、初年度末の時点での当署管内の状況は次のとおりとなっており、多くが未達成となっています。この状況が前進するよう取組みをお願いします。

## 【課題】

- ✓ 全業種共通事項として、点検表内の詳細項目のうち、「転倒危険マップの作製」「エイジフレンドリーガイドラインに沿ったリスクアセスメントの実施」が特に低調となっています。
- ✓ 「建設業におけるリスクアセスメント」について、当署では、KY方式ではなく、工事着手前の計画段階での取組みの有無で評価しておりますので、この取組みもお願いします。

①	18% (未達成)
②	-%
③	-%
④	35% (未達成)
⑤	-%
⑥	33% (未達成)
⑦	36% (未達成)
⑧	15% (未達成)
⑨	-%
⑩	50% (未達成)
⑪	-%
⑫	68% (未達成)
⑬	53% (達成)
⑭	65% (未達成)
⑮	-%
⑯	-%
⑰	62%

## 3. 安全管理手法『ナッジ』!!

ナッジ…行動科学の知見から、望ましい行動をとれるよう人を後押しするアプローチのこと。

ナッジは労働災害防止のための管理手法のひとつとして行動災害防止に有効な手法です

今後は労働災害の中でも行動災害の割合が増えていくことが予想されています。

行動災害はヒューマンエラーの要素が強いため対策が難しいものと思われがちですが、このナッジは有効な方法のひとつといえます。

ナッジはアイディアです。

努力したぶんだけ職場内に見える化として現れます。

（努力の見える化は見る人の安全意識も高めます）



### 3. 好事例の収集とフィードバック第2弾を行います！ 5月1日～6月30日



昨年度に引き続き、今年度も安全衛生管理の好事例の提供を呼びかける取組みを行います。各事業場における安全衛生管理の幅を広げ、安全衛生管理水準の向上を図ることの参考にしていただくことを目的とする取組みです。

管理の幅を広げるといっても、自社の慣れた環境・経験・体制から新たな発見を探ることはなかなか難しく、他社の事例の方が新鮮であったり意外な気付きを得やすいことに着目したものです。

初回である前回は、提供された事例をもとに好事例集を作成し、ホームページ（岩手労働局）に掲載して管内にフィードバックさせていただきました。

多くの事例が集まりなるほどと思われる事例もありとても参考になりますが、好事例集から展開可能な事例を探し出すためにはより多くの事例を集積したいことと、その時々の最新の事例も集積したいことから、今年度も第2回目として、前回同様に取組みを行うこととしました。

報告用紙は岩手労働局ホームページの「一関監督署からのお知らせ」内に掲載しています。

完成された好事例集を参考にしていただけでもいいですが、ぜひ事例の提供にもご協力をお願いします。各社1事例以上の提供を期待しております。



### 4. 労働災害の発生状況

#### ★令和6年発生分

(3月末現在)

一関労働基準監督署管内の全産業における休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は24人で、前年同期比で-19人となりましたが、前年は急増した年だったため、中期的には横ばい傾向のままとなっています。

主な業種別では、製造業(前年同期比-7人)と建設業(前年同期比-2人)が各6人、社会福祉施設(同+4人)が5人、運送業(同-2人)が3人などとなっています。

事故の型別では、「転倒」が7人(同-13人)、「墜落・転落」(同+1人)が6人、「激突」と「動作の反動・無理な動作」が各3人、

「切れ・こすれ」と「交通事故」が各2人(各同+2人)などとなっています。

《林業》 ○事故の型：切れ、こすれ ○休業見込み：60日 ○40代男性 (経験年数10年以上)

倒した木の枝払い中にキックバックを起こし、立木と伐倒木に挟まれた位置だったため身動きが取れず退避できない状況であり、チエーンソーが足(安全靴の鉄板がない部分)に接触した。(足切創)

#### ★労働災害事例 (3月把握分の一部)

《製造業》 ○事故の型：転倒 ○休業見込み：10日 ○50代女性 (経験年数1年)

調理室の床の水をワイパーで切りながら後進し、グレーチングの上に敷いていた鉄板の端の反っていたところで踵が引っ掛かり転倒した。(大腿部骨折)

《農業》 ○事故の型：墜落・転落 ○休業見込み：3か月 ○50代男性 (経験年数10年末満)

リンゴ畠で木の剪定作業中に、三脚を踏み外し、三脚ごと墜落した。(すねの骨折)

《社会福祉施設》 ○事故の型：動作の反動、無理な動作 ○休業見込み：7日 ○60代女性 (経験年数20年以上)

2人で利用者を畠からベッドに移乗する際、被災者は中腰前傾姿勢で利用者の背後から利用者の両脇に両手を差し入れて抱え上げたところ、腰がバキッとき音がして動けなくなつた(腰椎圧迫骨折)

《社会福祉施設》 ○事故の型：転倒 ○休業見込み：4日 ○60代女性 (経験年数5年以上)

入所者をトイレ介助する為手引き歩行でトイレに誘導し、利用者が便座に座ろうとしたときに利用者がふらつき、介護士が転倒を防ごうと後ろから支えようとしたが支えきれず、二人とも転倒した。(入所者は無傷、介護士は頭部打撲・裂傷)

### 5. 令和5年の統計の確定値が出ました

#### ★労働災害

全産業における休業4日以上の労働災害による死傷者数は214人で、前年比で42人(16.4%)減少しました。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは36人で、これを除くと178人となるものの、前年の151人からは+27人(+17.9%)と大幅に増加しました。また、死亡者数(内数)は製造業で1人発生しました。

事故の型別(新型コロナウイルスによるものは除く)では、「転倒」が55人(同+12人)と最も多く、このほか「墜落・転落」が29人(同+12人)、「飛来・落下」が18人(同+10人)、「動作の反動・無理な動作」が17人(同±0人)、「激突され」が15人(同+1人)、「はさまれ・巻き込まれ」が12人(同-8人)、などとなっています。

労働災害が増加した特徴としては、①業種別では製造業が最も多く3年連続で増加を続けていること、②業種別では第三次産業の増加が著しいこと、③事故の型別での発生TOP3の「転倒」「墜落・転落」「飛来・落下」が増加幅でもTOP3が多いこと、④年代が高くなるにつれて多発傾向があること、⑤経験年数が短いほど多発傾向があること、などがみられました。

#### ★健康診断

令和5年に実施した定期健康診断結果における全産業平均の有所見率(何らかの項目で異常がある人の割合)は64.1%で過去最高となりました。また、全国平均(58.8%)と岩手労働局平均(64.6%)も同様に過去最高となりました。

健診項目別の有所見率では、血中脂質29%が最も高く、次いで血圧18%、肝機能18%、喀痰16%、心電図15%、貧血13%、血糖12%などとなりました。一関署の値を全国の値と比べると、血中脂質は全国よりもやや低い-2%であるのに対し、喀痰検査+14%、貧血検査+4%、心電図+4%と高いことが認めされました。



業種別の有所見率では、製造業66.0%、建設業69.1%、運輸交通業61.3%、第三次産業が61.1%となりました。



有所見率が高い背景として、労働者の高年齢化、食生活、運動不足、就労環境の悪化(過重労働、ストレス)などが考えられますが、近年は特にコロナ禍における歩行数の減少が影響していることも考えられます。